

新制度のあり方について

14. 建築基準法の枠外で畜舎等を規律する考え方

畜産業の特徴

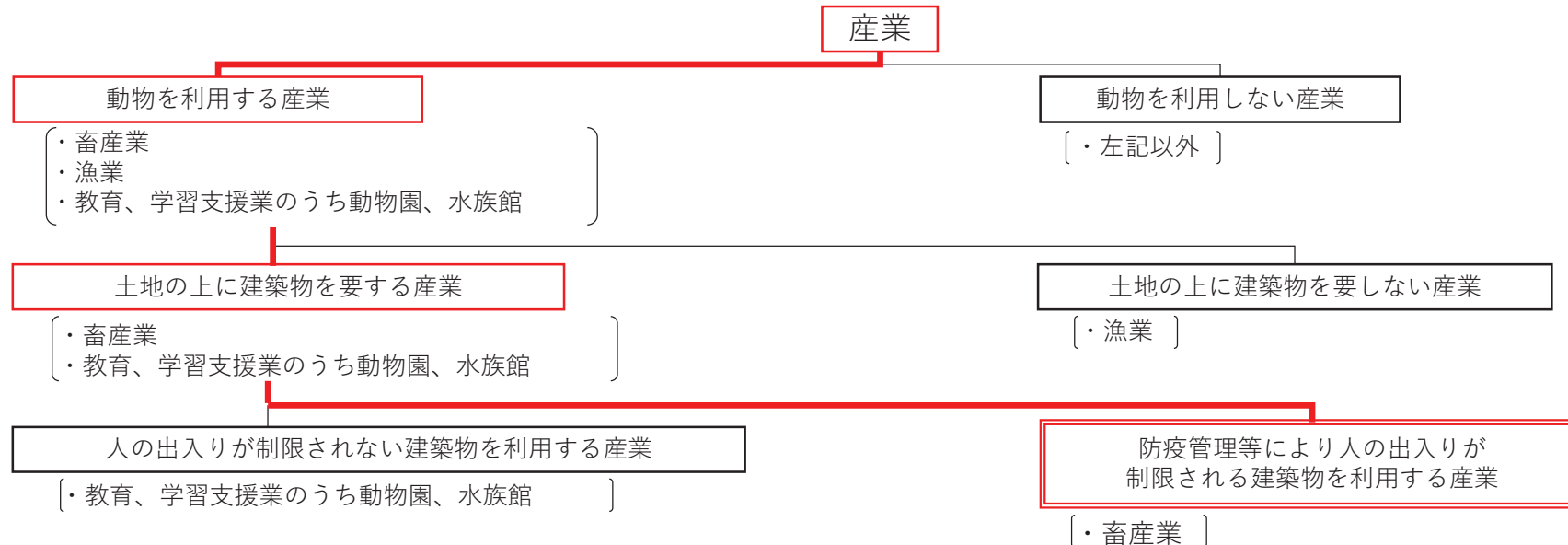
- 畜産業は、家畜を利用する産業であり、防疫、糞尿処理等のためにも建築物(畜舎等)が必要
- 畜舎内は防疫管理のため、関係法令により不特定多数の者が立ち入ることが制限

政策課題

- 機械化(自動化)の促進による畜舎内での作業時間の低減 ⇒ 規模拡大
- 一方で、機械導入等のために畜舎の新・増改築のコストを低減させる必要

対応

畜産振興の観点から、周辺の土地利用への影響を考慮した上で、機械化等により畜舎内での作業時間を低減させる利用計画を作成し、それを遵守することを条件に、建築基準法の規律の外で、新たな制度による畜舎等の建築も可能となるよう措置。



15. 対象とすべき畜舎の規模

- 現場のニーズを踏まえた緩和基準とすべき
- 農家の経営規模によって適用に差を設けるべきではない
- 現行の建築基準法の下で畜舎の建築基準は限界まで緩和されている
- 一定の高さ以上の畜舎については、建築基準法の建築物として扱うのが適当ではないか

現場のニーズ

- ・ 開口部が多く、ほとんど壁がないという畜舎の構造に鑑みれば、建物の変形角の基準を対象外とできるのではないか
- ・ 近年、畜舎とロータリーパーラーを移動通路でつなぐことが増え、複数の建物が一体のものと扱われ、構造適合性判定の対象となり数百万のコスト増
- ・ 建築基準法第22条区域が一律で大きな範囲を占めているのが実情。告示で防火措置に関わる緩和がされているが、周辺環境に合わせた緩和をお願いしたい
- ・ 工作物か建築物かの判断基準が行政庁によって異なり、農家は予見性確保が困難。
- ・ 実質的にJIS規格の建設資材以外の参入が困難

当省の考え方

- 例えば、平屋の畜舎について、
 - ・ 新たな制度の対象となる高さや開口部の大きさ、延床面積の基準の設定
 - ・ 手続の簡素化
 - ・ 最低限求められる構造 等について検討できるのではないか
- 新たな制度に基づく基準を定めることで、判断基準が異なることを避けることができるのではないか



(参考) ロータリーパーラー

16. 対象とすべき畜舎のエリア①

- 都市計画区域の内外で規制に差を設けるべきではないか
- 気象条件によっても構造基準には大きな差があるので、新たな基準を設けるのであれば地方ごとに設定すべきではないか

現在の緩和された畜舎の基準

- ・ 市街化区域を除外
- ・ 居室等を設けることができない
- ・ 1階建て（平屋）
- ・ 高さ13m、軒の高さ9m以下
- ・ 1,000㎡以上の木造建築物における防火壁が不要
- ・ 地域によって風荷重、積雪荷重について差

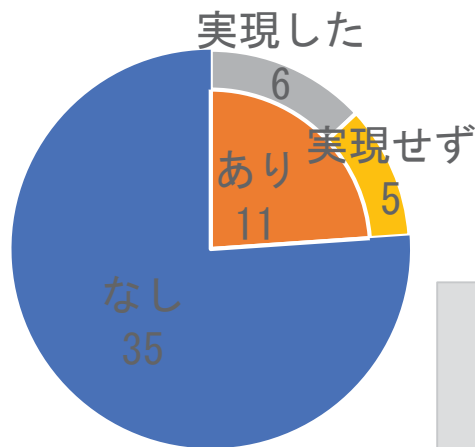
当省の考え方

- ・ 市街化区域のほか、用途地域等（都市計画法第8条第1項に規定する地域地区等）は新制度の対象外とする。
- ・ これまで同様、居室等人が恒常的に立ち入る部屋は設けないこととする。
- ・ 地域によって特別な指定が必要なもの（凍結深度等）については、地域別に基準を設ける。

16. 対象とすべき畜舎のエリア②

- 過去20年間で畜産団地の建設計画があった都府県は11。
- そのうち、約半数の都府県では実現にいたらず。
- 今後の畜産団地計画も5都府県にとどまっている。

(問) 過去20年間で畜産団地の建設計画はあったか。
その計画は実現したか。



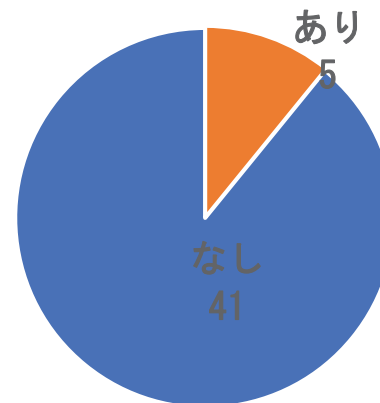
(実現した理由)

- ・補助事業による支援
- ・地元JAの取組

(実現しなかった理由)

- ・周辺住民の理解 (臭気、飲水)
- ・土地の確保
- ・財源の確保 (造成コスト)
- ・運営体制 等

(問) 今後、新たに畜産団地が建設される可能性はあるか。



(可能性あり)

- ・計画あり 2県
- ・計画未定 3県

(可能性がない理由)

- ・周辺住民の理解 (臭気、糞尿処理、外部環境、水質)
- ・家畜防疫上の問題
- ・土地の確保
- ・財源の確保 (造成コスト)
- ・事業実施主体の不在
- ・小規模農家の廃業
- ・大規模農家の法人化 等

※ 畜産団地：一定の区画・区域内に複数の畜産経営の畜舎が集合して畜産物の生産を行うこと。
主に、飼料の共同購入や畜産物の共同販売等により、流通コストの削減等を目指すもの。

16. 対象とすべき畜舎のエリア③

- 全国の畜産団地数は141。1団地当たりの平均戸数は約4.5戸。
- 畜産団地の中には、今後、畜舎の増改築を検討しているところも存在。

全国の畜産団地数及び平均戸数

地域	畜産団地数	平均戸数
北海道	—	—
東北	16	11.6
北陸	23	2.7
関東	12	3.6
東海	28	4.0
近畿	18	2.4
中国	3	7.0
四国	1	8.0
九州	25	3.4
沖縄	15	3.0
全国計	141	4.3



増改築の検討をしている団地数

34 / 141

17. 運用に当たっての留意点

- 建築士が新制度にコミットする場合、建築基準法と新制度による規制の差異がわかる対比表が必要
- 制度の運用に当たっての責任の所在を明確にすべき
- 畜産経営の規模は畜舎等の規模だけでなく、ふん尿等の処理が適切に行えるかどうかも制約要因

事業者

畜舎の利用に関する計画

- ・ 飼養する家畜の種類
 - ・ 畜舎の規模、敷地の所在
 - ・ 当該畜舎を利用する期間
 - ・ 畜舎に立ち入る人数・時間
 - ・ 利用計画の終期
- 等



行政

- ・ 上記の計画が適切であること
 - ・ 事業者が家畜排せつ物処理法等の法令に違反していないこと
- 等を確保

左記を満たす計画に基づく畜舎等の建築を行う場合には**新制度の選択が可能**。

- ・ 関係市町村の同意
 - ・ 当該畜舎等が、
 - ・ 新制度に基づくものであること
 - ・ いつまで存続するか
- について掲示



行政

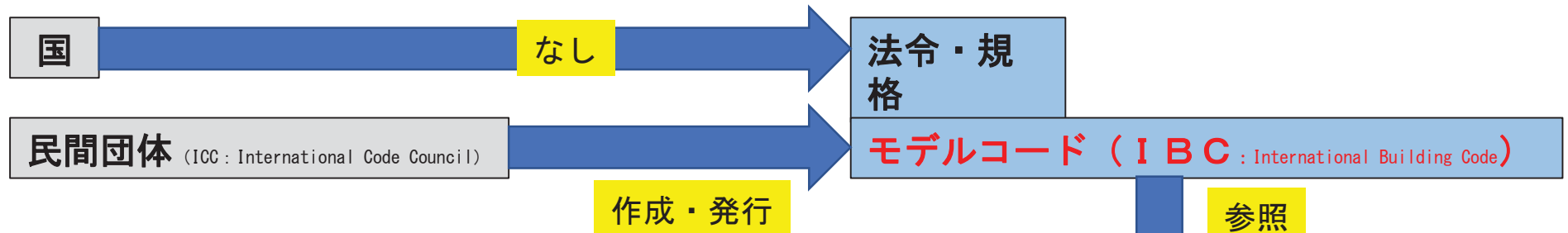
- ・ 計画通りに利用されているか等について、定期的に確認

(参考) 海外調査事例について

18. 海外の建築基準の体系

	日本	米国	カナダ	英国 (イングランド、 ウェールズ)	ドイツ	オーストラリア
法または コード	建築基準法／国土交通省 建築基準法施行令 ／国土交通省	モデルコード (IBC)／民間団体 (ICC) 州が制定する建築 コード／各州 ※建築物区分：タイプⅠ～ Ⅴいずれにも該当 ※用途区分：区分Ⅱ「農業 用施設」に該当 ※危険性区分：Ⅰ「農業用 施設」に該当	国家建築コード (NBC)／国立研究機関 (カナダ建築・防コード委員 会) 国家農業建築コー ド(NFBC)／国立研究 機関(カナダ建築・防火コー ド委員会) 州が制定する建築 コード／各州	建築法(BA)／国会 建築規則(BR)／国 務長官 承認文(Approved Documents)／国務長 官又はその指定するもの 英国規格(農業用 建築と構造に関す る規格：BS5502- 22(2013年版))／英 国規格協会	ドイツ建設法典／国 連邦モデル建築法 ／州大臣の作業委員会 州モデル建築法／各 州 ※ドイツ建設法典(条35 条)：外部区域 1. 農業、酪農業及び 林業 4. 環境に与える影響の ため、あるいは特定 の目的を果たすため に「外部区域」で行 われるべき活動 ※ドイツ連邦排出規制法： 家畜の収容規模(頭数) が一定数に到達した場合、 建設計画書の追加検査を 義務付け	オーストラリア建 築コード(BCA)／ オーストラリア建築基準評議 会 ○建築コードシリーズ(NCC) VOL.1 非戸建て住宅等 建築物基準 州が制定する建築 コード／各州 ※BCA建築クラス：7b、8、 10aのいずれかに該当 ※NCC(VOL.1)：セッション H3「農場の建物と農場の 小屋」に該当
権限	国	各州(地方政府)	各州(地方政府)	自治省、地方政府	各州	各州、準州政府
建築確認 許可者	建築主事または 指定確認検査機関	州(市・郡) ※民間委託している州も有	指定された第三者 機関	地方政府または 承認検査機関	地方当局	州または 民間確認検査員 ※市等に権限移譲している州 も有
畜舎に関 する特例	告示等／国土交通省	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和	州レベルで、建築 基準を免除もしくは 緩和

19. 海外の建築基準の体系(米国①)



IBCによる建築物区分	
タイプ I-A	耐火不燃建築 (高層ビルなど)
タイプ I-B	耐火不燃建築 (中層オフィスなど)
タイプ II-A	保護処理を施した不燃建築
タイプ II-B	保護処理を施していない不燃建築
タイプ III-A	保護処理を施した可燃建築
タイプ III-B	保護処理を施していない可燃建築
タイプ IV	すべての建材の基準寸法が8インチ以上のいわゆる重量木材建設
タイプ V-A	保護処理を施した木造フレーム建築
タイプ V-B	保護処理を施していない木造フレーム建築

IBCによる建築物の用途区分	
A-1~A-5	レストラン、美術館、商業施設など
B	事務所、銀行、郵便局、放送局など
E	教育施設など
F-1, F-2	工場など
H-1~H-4	危険物取扱所など
I-1~I-4	医療施設など
M	デパートなど
R-1~R-4	ホテル、住宅など
S-1, S-2	可燃物・不燃物倉庫
U	飛行機格納庫、農業用施設、塔など

IBCによる危険性区分	
区分 I	人命に関わる危険性が低い建築物及びその他構造物 ・ 農業用施設 ・ 特定の仮設施設 ・ 小規模の格納施設
区分 II	区分 I III IVに記載されているものを除く建築物及びその他の構造物
区分 III	事故の際に人命に重大な危険をもたらす建築物及びその他の構造物
区分 IV	必要認定を受けた公共施設

区分Uに許可される建築許容面積、制限高さ							
I		II		III and IV		V	
A	B	A	B	A	B	A	B
許容面積 (平方フィート)							
制限なし	60,000	27,100	18,000	28,100	18,000	21,100	12,000
制限高さ (フィート)							
制限なし	160	65	55	65	55	50	40
1 フィート=0.3048メートル				1 平方フィート=0.09290304平方メートル			

参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

19. 海外の建築基準の体系(米国②)

米国（カリフォルニア州建築法）

建築許可免除

(Yolo郡)

- ・ 農業用具、干し草、穀物、鶏、家畜動物を格納するために設計・建築された構造物に適用
(人間の住居や、農産物や家畜動物の処理・加工・包装に従事するための場所であってはならない)

(Sonoma郡)

- ・ 周囲すべての敷地境界線から建築物まで60フィート以上の距離を確保
- ・ 非適用対象の建築物から当該建築物まで60フィートの距離を確保
- ・ カリフォルニア州建築法第2308節に準じ、長さ25フィートまでの木造構造とするか、組み立て式とする
- ・ 長さが25フィート以上、またはカリフォルニア州建築法第23条に準拠しない建築物は、技術者による設計を行なう
- ・ 階数は2階建てまで 等

(Sacramento郡)

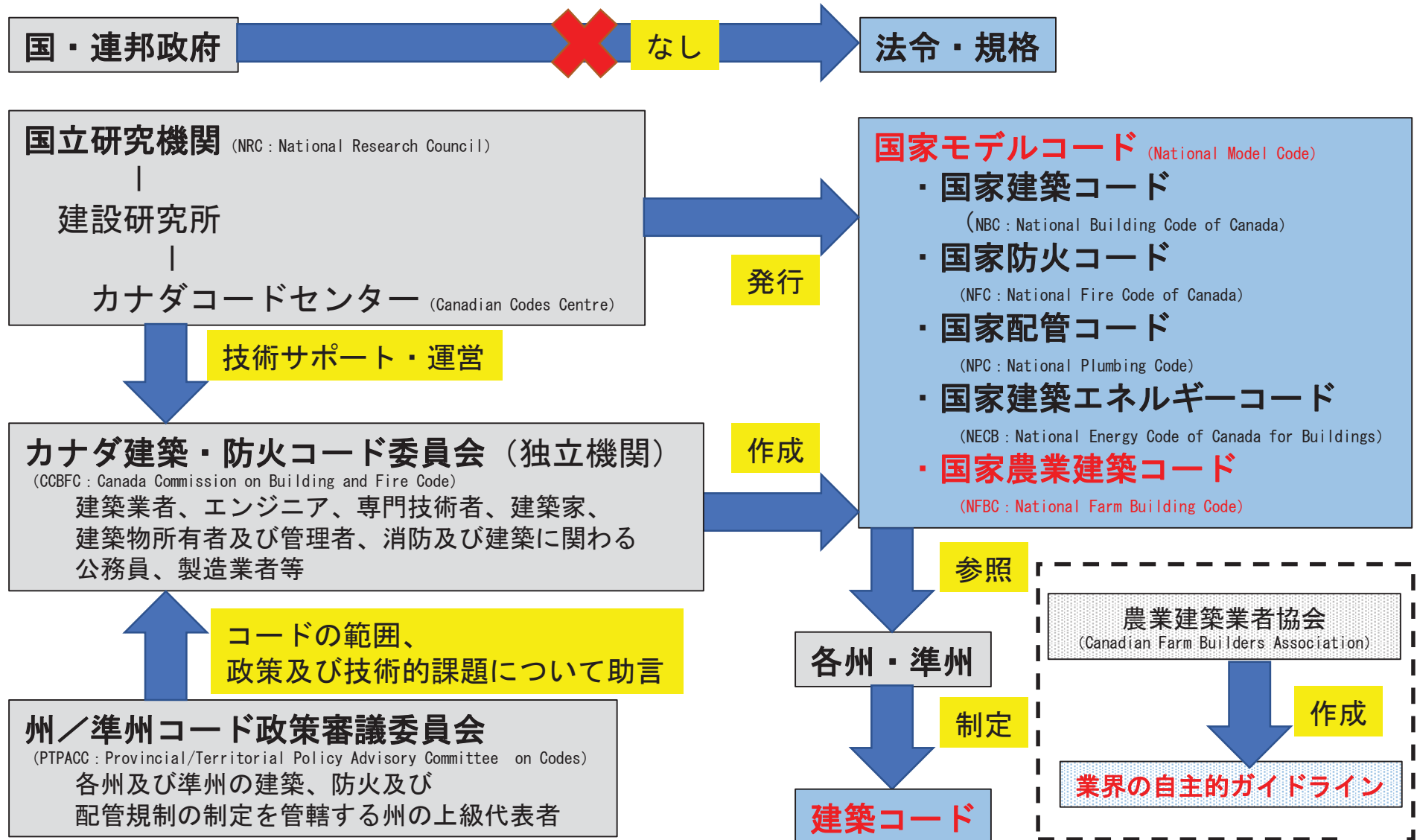
- ・ 農業用具、干し草、穀物、鶏、家畜動物を格納するために設計・建築された構造物に適用
(人間の住居や、農産物や家畜動物の処理・加工・包装に従事するための場所であってはならない)

緩和制度

(モデル建築基準 (IBC) 危険品区分 I (畜舎))

- ・ 基本設計風速や耐震設計といった構造条件で他区分と比較し低い基準レベルが設定されている。ただ、他に様々な建築物の条件が加わるため、一般住宅と畜舎の定量的な基準値の比較はできない。

20. 海外の建築基準の体系(カナダ①)



参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

20. 海外の建築基準の体系(カナダ②)

カナダ (オンタリオ州建築基準法)

農業用建築物の定義 (国家農業建築コード：NFBC)

- ・ 住居を含まず、農業の目的によって建てられたものであり、本質的に農機や家畜及び作物の収納や、農業または園芸作物および飼料における生産、貯蔵、加工に使用される土地にある建築物またはその一部
- ・ 低い人的占有率 (40㎡あたり 1 人以下の居住者数)

建築許可免除

(ノース・ダングラス郡区)

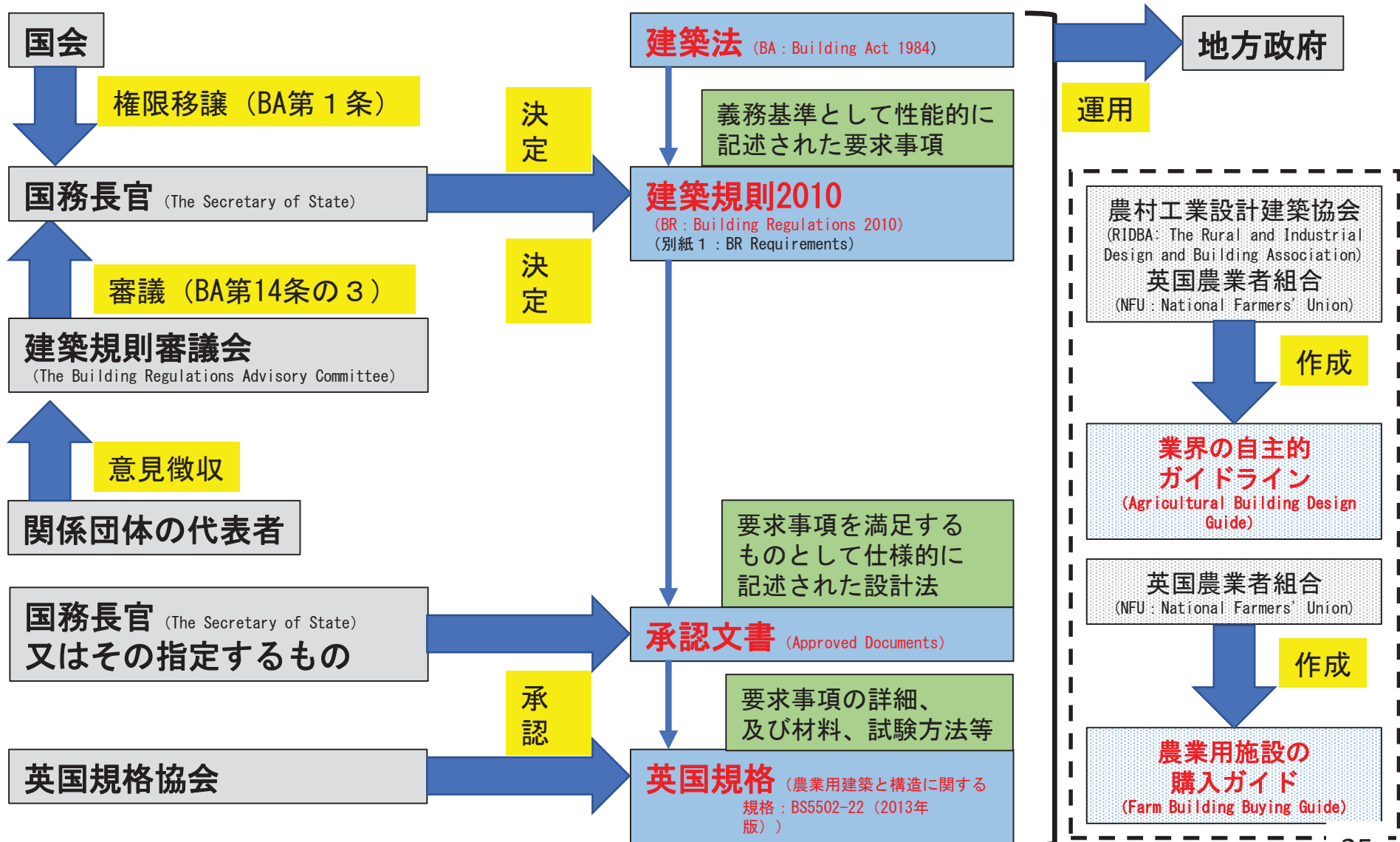
- ・ 既存の建造物に付属しない10 m²未満の建造物
- ・ 住宅を含んでおらず、農業に関連し、その実践に専念した土地における農業用建築物の解体
- ・ 柵の設置
- ・ 地上16.6メートル (54.5フィート) 以下の通信塔の設置

緩和制度

構造荷重に関して、定量的な要求性能は規定に含まれておらず、農業従事者に対する建設に関するガイドライン、助言の範疇

- ・ 雪
- ・ 雨 (特に雪解け時)
- ・ 風 (耐風ブレースの設置は義務付けられている)
- ・ 肥料、飼料、トラクターや荷車などの装置の荷重に耐えうる構造になるよう設計すること

21. 海外の建築基準の体系(英国①: イングランド、ウェールズ)



参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

21. 海外の建築基準の体系(英国②: イングランド、ウェールズ)

英国 (イングランド、ウェールズ)

建築許可免除

農業用建築物の定義 (建築規則: BR2010 規定除外建築物 区分3 (Class3) 「温室および農業用建築物」)

- ・ いかなる部分も住居として使用されないこと
- ・ 寝室がある建築物からその高さの1.5倍以上の距離をあけること
- ・ 建築物内のいかなる地点からも30m以内に出口を設けていること

(農業用施設の購入ガイド (Farm Building Buying Guide))

- ・ 農業用施設は、建物規制の対象外
- ・ 465㎡未満の農業用施設は、条件によっては一切の規制が不要となる可能性がある

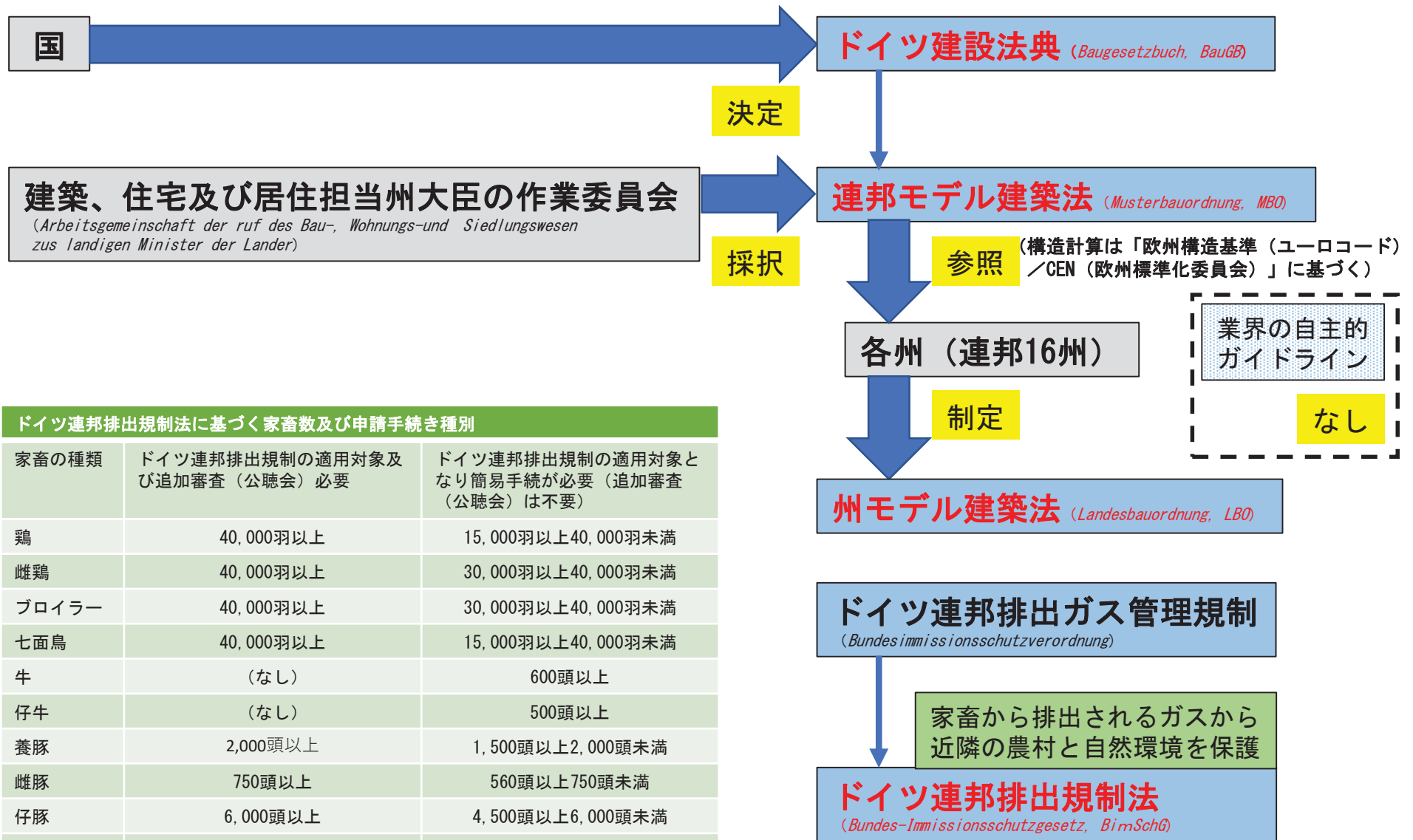
緩和制度

(農業用建築と構造に関する規格: BS5502-22 (2013年版) 区分2 (Class2))

- ・ 人間の最大占有率については、100㎡あたり一日につき最長6時間1人まで、いかなる時間内でも10人を超えないものとする。第14.2条では短期間に限り占有率を緩和している。
- ・ 人間の住居または指定の高速道路から10mの最小間隔を設けること。
- ・ 設計寿命は最低20年とする。
- ・ 1階建てで、中二階階があっても地上階面積の50%を超えないこと。
- ・ 非環境荷重 (雨や雪、風、地震) など自然現象ではない荷重は許可されない。

⇒ 区分2の建築物について、すべての荷重は区分係数0.9を乗じて計算

22. 海外の建築基準の体系(ドイツ①)



ドイツ連邦排出規制法に基づく家畜数及び申請手続き種別

家畜の種類	ドイツ連邦排出規制の適用対象及び追加審査 (公聴会) 必要	ドイツ連邦排出規制の適用対象となり簡易手続が必要 (追加審査 (公聴会) は不要)
鶏	40,000羽以上	15,000羽以上40,000羽未満
雌鶏	40,000羽以上	30,000羽以上40,000羽未満
ブロイラー	40,000羽以上	30,000羽以上40,000羽未満
七面鳥	40,000羽以上	15,000羽以上40,000羽未満
牛	(なし)	600頭以上
仔牛	(なし)	500頭以上
養豚	2,000頭以上	1,500頭以上2,000頭未満
雌豚	750頭以上	560頭以上750頭未満
仔豚	6,000頭以上	4,500頭以上6,000頭未満
毛皮獣	1,000頭以上	750頭以上1,000頭未満

参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

22. 海外の建築基準の体系(ドイツ②)

ドイツ (シュレーレスヴィヒ・ホルシュタイン州)

建築許可免除

【州建築規制第68条に基づく建築承認の免除】

- ・ 建築物が現在の土地開発計画の範囲に建てられている場合
- ・ 建築物が対象の土地計画の規定と矛盾しない場合
- ・ 建築物の敷地造成が確保されている場合

【州建築規制第63条に基づく建築手続が不要な建築物】

農業用建築物で人間の住居用ではなく、トイレや暖炉もなく、軒までの高さが4 m以下、収穫物や道具を格納し、畜産動物の一時的シェルターとして使用される建築物（計画書の提出は必要）

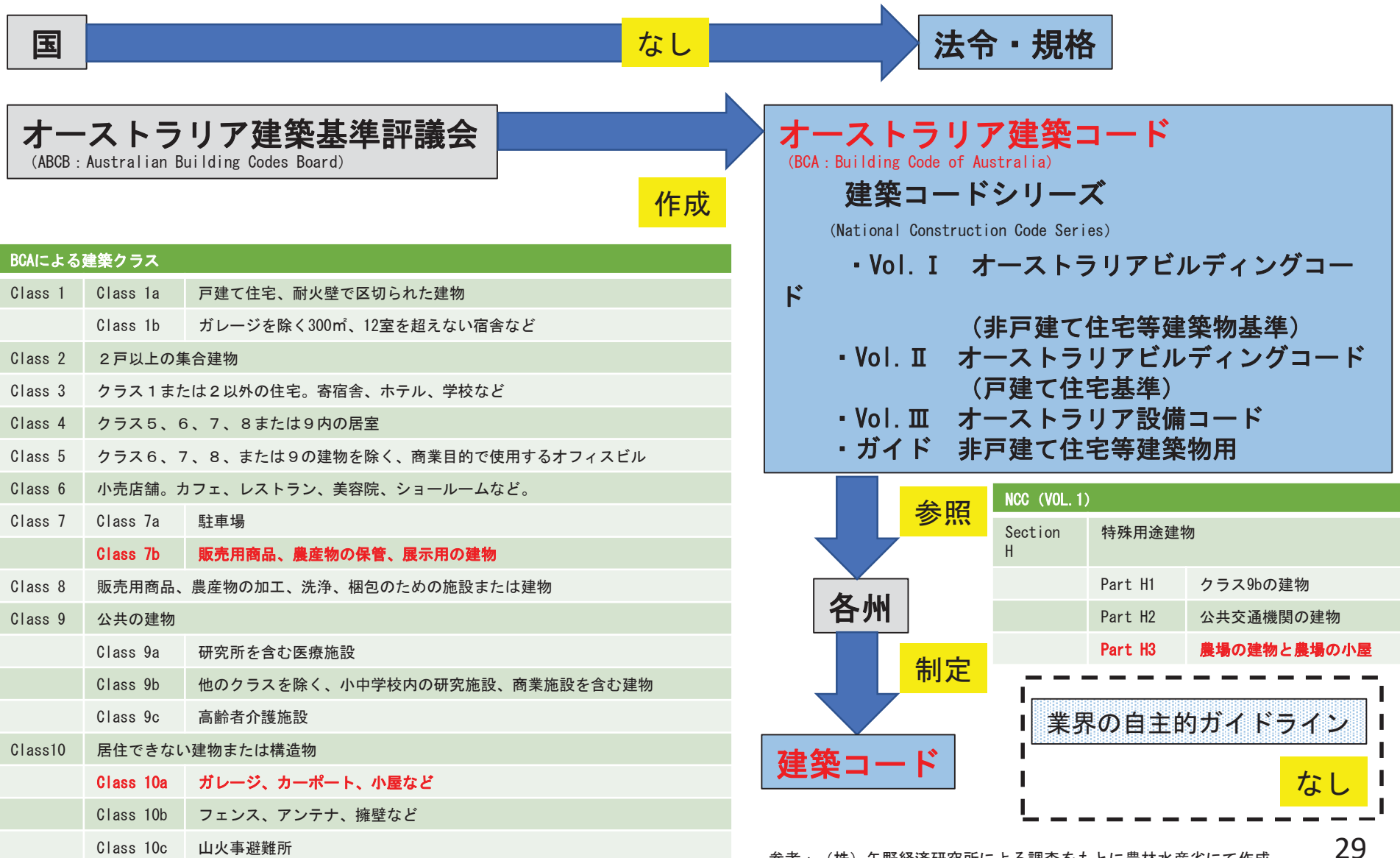
緩和制度

(欧州構造基準 (ユーロコード)
: 規格番号EN1990 (構造設計の基礎)
重要等級CC1)

- ・ 農業用建築物は最も低い重要等級 (Consequences class) “CC1” に分類されているため、最低基準値が緩和される場合がある

シュレーレスヴィヒ・ホルシュタイン州の建築物種別	
建築物の定義：覆いを持ち、独立し、使用可能な建築物。人間・動物・物品を保護する目的で建設され、人間が利用する。	
タイプ1	高さ7 m以下、2棟以下、合計面積400平米以下で、自立する建築物
タイプ2	高さ7 m以下、2棟以下、合計面積400平米以下の建築物
タイプ3	高さ7 m以下のその他建築物
タイプ4	高さ13以下、各棟の面積400平米以下の建築物
タイプ5	地下階を持つ建築物など、その他建築物
特殊建築物	1,600平米を超える自立する建築物、特に危険物質を保管する建築物

23. 海外の建築基準の体系(オーストラリア①)



BCAによる建築クラス		
Class 1	Class 1a	戸建て住宅、耐火壁で区切られた建物
	Class 1b	ガレージを除く300㎡、12室を超えない宿舍など
Class 2	2戸以上の集合建物	
Class 3	クラス1または2以外の住宅。寄宿舎、ホテル、学校など	
Class 4	クラス5、6、7、8または9内の居室	
Class 5	クラス6、7、8、または9の建物を除く、商業目的で使用するオフィスビル	
Class 6	小売店舗。カフェ、レストラン、美容院、ショールームなど。	
Class 7	Class 7a	駐車場
	Class 7b	販売用商品、農産物の保管、展示用の建物
Class 8	販売用商品、農産物の加工、洗浄、梱包のための施設または建物	
Class 9	公共の建物	
	Class 9a	研究所を含む医療施設
	Class 9b	他のクラスを除く、小中学校内の研究施設、商業施設を含む建物
	Class 9c	高齢者介護施設
Class 10	居住できない建物または構造物	
	Class 10a	ガレージ、カーポート、小屋など
	Class 10b	フェンス、アンテナ、擁壁など
	Class 10c	山火事避難所

参考：(株) 矢野経済研究所による調査をもとに農林水産省にて作成

23. 海外の建築基準の体系(オーストラリア②)

オーストラリア (ビクトリア州)

建築許可免除

(Victorian Building Regulations 2018 -規則280 「農地におけるClass10建物の免除」)

- ・ 主として農業に使用される土地に建設される1階建ての建物 (農業用または農業用車両保管用)
- ・ 人が頻繁に、または長期間にわたって滞在していない
- ・ 同時に最高2人までしか人が入らない
- ・ 総床面積500㎡以下
- ・ 建築基準法で定義されている建物

農地の定義

- ・ 面積が2ヘクタール以上
- ・ 主に放牧、酪農、養豚、養鶏、養魚、樹木栽培、養蜂、ブドウ栽培、園芸、果樹栽培、あらゆる種類の作物の栽培に使用される
- ・ 商業目的で使用されている

建築場所が以下条件より離れている場合には、計画許可不要

- ・ 一般道路から20m
- ・ 主要道路(高速道路)から100m
- ・ 所有地の境界から5m
- ・ 他の所有者の住居から100m
- ・ 水路から100m

緩和制度

(オーストラリア建築コード (BDA))

- ・ 農場の建物は、Class7bまたはClass8、Class10に分類されているため、最低基準値が緩和される場合がある

畜産施設のコストダウンにつながる提案

1、構造計画について

畜舎については、平成14年告示474号「特定畜舎建設物の構造方法……」にて構造計算上の設定荷重についての緩和（通常の建築物の7～8割程度）がなされておりこれ以上の緩和はよろしくないものと考えています。ただ、畜舎の特徴としては、開口部が多い、壁の少ない構造であることを考えると、建物がある程度変形しても倒壊までに至らなければそれでもよいのではないかと思います。現在の建築基準法の建物の変形角は最大1/120ですが、ほとんど壁がなく、または張壁が簡単な構造で追随性が確保できるものであれば、構造設計者の判断で変形角の基準を対象外にできることも一つのコストダウンとなるように考えます。

2、畜舎用途の建築物は、構造適合性判定を対象外とする

酪農における搾乳施設は、ロータリーパーラー等大スパンの建物が多くなってきている。そのことで建物の構造から適合性判定の対象になる建物が増えています。最近の搾乳施設では、パーラーと牛舎とが移動通路等でつながり一体での使用方法になっています。建築的には、建物が複数の畜舎から成り立っていても、移動通路のつながっていると、どんな広さになっても1棟の扱いになります。そのうち、パーラー1棟が適合性判定の対象になると、それに接続するすべての建物も適合性判定の対象になってしまうため、場合によっては適合性判定手数料だけで数百万円の出費になります。用途で適合性判定の対象外になれば、同じ構造の建物でも大きなコストダウンにつながります。

3、建築基準法22条地域内での畜舎屋根材の緩和

特定行政庁は、防火地域、準防火地域以外の市街地について技術的基準を求めています。現行では、それが市街地のみならず一律で大きな範囲を占めているのが実情です。そのため市街化区域以外にある畜産施設においてもその規制が適合され、畜舎建築の大きく影響する屋根材に負担がかかっております。これまでも告示1716号や1882号でも畜舎の実情やその周囲の状況から防火措置に関わる緩和が行われていることもあり、法22条地域内での畜舎屋根についても実情に合った対応を求めたい。具体的には、同じような構造の屋根板でも認定を受けていない材料は使えない。堆肥舎等で木造下地の屋根にポリカボネート板が使用できないなどがあります。

令和2年2月14日
(有)デーリィデザイン
一級建築士事務所

畜舎建築規制緩和に関する要望書

～国際競争力強化を目指した規制緩和を～

私たち株式会社丹陽は、「より安全で、より快適な、よりコストパフォーマンスに優れた商品のご提案」をモットーに、アメリカ、カナダの農業用建築技術（膜構造畜舎、グリーンハウス等）を独自のルートで国内に輸入し、創業より 20 年の間に国内約 200 棟の施工実績を積み重ねてまいりました。

主なお客様は北海道、東北エリアの農家様で、これまでに大小様々な農家様の経営を設備面からサポートさせて頂き、従来建築の約 50%のコストでの畜舎新設や、北海道の厳冬期における無加温でのトマト栽培を可能としてきました。また、これまでに地震、台風、豪雪による建屋の倒壊実績は「ゼロ」であり、構造技術の高さだけではなく、その安全面においても高い評価を頂戴しております。

そんな弊社が、これまでの農家様とのお付き合いの中で培ってきたノウハウを基に、今回の畜舎建築規制緩和に対して願います事を下記にてまとめさせて頂きました。

今回、御省が進められます畜舎建築に関する規制緩和が、農業従事者の皆様にとって、日本の畜産業の 10 年、20 年先を考えられるような制度となります事を切に願います。また、このような制度見直しの機会に、弊社が取り扱うような諸外国の新建築技術の存在も広く認知頂き、畜産農家の競争力強化に資する様々な手法が現場に取り入れられるきっかけとなれば幸いです。

株式会社丹陽
専務取締役
丹山 東彦

1. 日本の畜産経営を取り巻く現状

現在の日本国内における畜産経営は、通商・貿易制度の変遷や飼料価格・内需縮小など様々な構造的リスクを抱えています。また、世界規模の制度・飼料価格問題だけでなく、日本の畜産農家自身や日本農業の構造的課題も多く存在すると認識しております。

<畜産経営に迫る世界的なリスク>

- ・ TPP、日欧 EPA、日米貿易協定に起因する、海外の最新鋭大規模牧場の高品質・低コスト商品の国内流通の拡大と、それに伴う市場競争の激化。
- ・ 近隣諸国（主に中国、ロシア）での超大型畜産牧場の相次ぐ稼動、新興国需要への貿易競争激化。
- ・ 家畜の育成に必要な飼料価格の高騰（国内自給率約 28%、輸入飼料が占める割合は 70%以上）。

<畜産経営における国内的課題>

- ・ 少子高齢化による内需の縮小。
- ・ 既存農業従事者の高齢化と担い手不足による廃業問題（例として、酪農農家の全国戸数は直近 5 年で約 15%が消失）。
- ・ 直近 5 年という短期間での国内における建設コスト（建屋本体、基礎・土間、建設に関わる人件費）高騰が事業拡大の障害に。
- ・ 上がり続ける原価コストと、比例して上がらぬ国内の市場製品価値のギャップによる 1 次生産者の疲弊。
- ・ 畜舎運営の変革（オートメーション化による省力化など）により、人による作業を前提としてきた現行の建築安全基準にギャップが生じている。
- ・ 大型畜舎（開口 30m 以上）が主流であるアメリカや中国、欧州などの畜産先進国の畜舎設計とは逆行する、国内の畜舎設計基準（開口幅、高さ、畜舎面積に大きな規制あり）。

2. 畜舎建築に外国製資材を用いる際の課題

現行の日本の建築基準法関連規制は、一定規模以上の施設建築にあたり、JIS 規格を有しない外国製資材を用いることのハードルが高いと認識しており、日本の従来建築にはない大型農業の先進国で進む建築構造の安全面・価格面・運用面でのメリットを享受しきれていないのではと考えております。

※以下、(株)丹陽取扱商品を導入する際、農家様に過度な負担が寄せられた事例

- ・ 現行の建築基準法関連規制に照らし合わせた時、各地域の自治体による法令解釈が異なり、建設の可否に至る行政手続プロセスが不明瞭。（建築物／構築物等の判断基準が不明確であり、農家様は負担するコストの予見性確保が困難）
- ・ 安全の担保である構造計算資料が、たとえ大型農業先進国で安全性が証明されているものであっても、JIS 規格ではない点や、諸外国の規格と JIS の標準化には膨大なコストと時間がかかる側面からも、実質、適正に評価されず、建設許可のために不必要な仕様を追加しなくてはいけないケースが存在。

これらの課題がありますが、当社取扱製品は国内大手牧場での採用実績もあり、従来建築にはない新建築構造のメリットを高く評価頂いております。（下部写真）

参考：(株) 丹陽取扱商品 大開口型膜構造牛舎「タスコドーム」特徴

- 1) 独自設計のヘラクレスアーチ構造 (ASTM 規格) により、中柱無しでの大開口 (最大間口 100m 設計可能) と堅牢性を実現 (基準設計風速 40m/秒、垂直積雪荷重 70cm) 【写真 1、4】
- 2) 広々とした屋内空間が家畜の糞尿による臭気問題を解決、膜素材ならではの明るい屋内も生育にとって最適な環境を提供します。【写真 2、3】
- 3) 従来建築の 1/3 期間での竣工を可能とし、大幅な工期の短縮とコスト削減を可能にしております。
- 4) 農業分野に留まらず、米国空軍へも最新鋭の膜構造建築物を提供するアメリカのリーディングカンパニー製造品。厳正な米国規格 (ASTM 規格) に裏付けられた高品質な建築物であり、米国大使館の推薦状も賜っております。

Ex) 岩手県奥中山牧場（年間搾乳量東北エリア No.1）様では2013年に間口30m 奥行167mの大開口牛舎をはじめ、約15,500平米の新建築構造を採用頂き、その3年後には年間搾乳量1万トンを超える成果をあげられました。

>>奥中山牧場で採用されたアメリカ製膜構造牛舎 概要

写真1



写真2



写真3

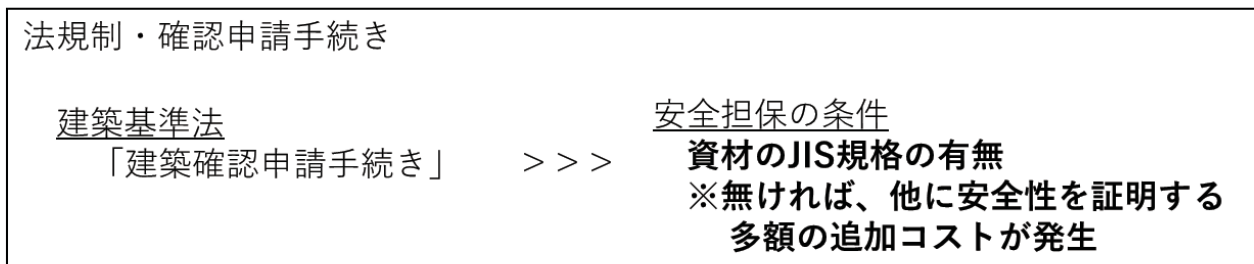


写真4



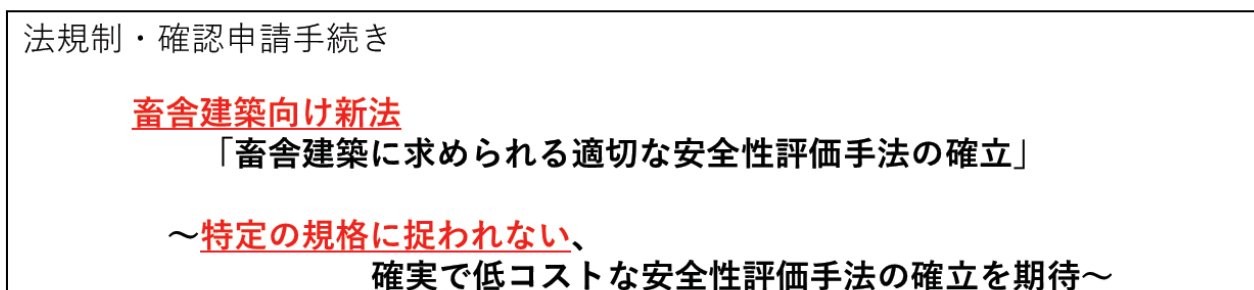
3. 畜舎建築にかかる規制緩和への要望

■現行の法規制



規制緩和

■競争力確保と安全性担保の両立を目指す仕組み



現行規制は、実質的に JIS 規格を有する建設資材以外の参入が極めて困難であり、諸外国で安全性が担保されている資材・工法であっても、それらによる畜舎建築が阻まれている状態です。

国際競争力確保と安全性担保の両立を目指す新法による規制では、畜舎に求められる適切な安全性評価の手法を確立すると共に、JIS 等の特定の規格だけではない、諸外国で安全性が確立されている新技術の取り入れを可能にするルールを整備して頂きたいと存じます。

4. 在るべき未来の日本畜産業の姿

今回の規制緩和に向けた議論が、以下のような日本畜産業の発展に資するものとなるよう、畜産農家にとって真に有意義なものとなるよう、切にお願い申し上げます。

- ・ 世界トップ水準の安心、安全、高品質な商品を JAPAN ブランドとして全世界展開。
- ・ 世界トップレベルの生育環境（水、空気、気候）を活かした最上級品の生産。
- ・ 各国が欲しがめる様な最新鋭の JAPAN オリジナルの畜産技術の開発。
- ・ 親が子に誇れ、子が親に憧れる、畜産業という仕事。
- ・ 世界と闘う、「強い日本畜産集団」。